

令和5年1月

総会議事録

萩市農業委員会

令和5年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月17日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 事業計画変更承認について
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第7号 現況確認書の交付について
議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について

○出席委員(17名)

欠席	田	村	廣	2番	中	野	恵	子	
3番	長	富	繁	美	4番	原	田	知	美
欠席	品	川	民	雄	6番	草	野	隆	司
7番	岡	崎	弘	明	8番	金	子	哲	也
9番	横	山	喜	一郎	10番	鈴	川	肇	
11番	矢	次	利	典	12番	守	永	正	範
13番	鳥	田	茂	夫	14番	藤	田	芳	昭
15番	大	石	博	則	16番	原	川	久	美子
17番	松	田	由	美子	18番	尾	木	武	夫
19番	片	岡	兼	雄					

○議事録署名委員

2番 中野 恵子 17番 松田 由美子

○議事

事務局長 ただいまから、令和5年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員

会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 中野委員、17番 松田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.5km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,376m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は920m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●や●●●があるあたりです。こちらに●●●がございますが、●●●の方に行く道を少し上がつていたこのあたりが申請地でございます。これが先ほどの道になりますが、道沿いにある●●●という施設が、●●●さんの施設で、そのそばにある農地です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため耕作が困難になり、申請地付近で福祉サービスを行っている、●●●さんに譲り、利用してもらいたいと考えられ、譲受人の●●●さんは施設か

ら近く、サービス利用者の農業体験に使用したいと考えられたため、これを了承し双方連名により本申請に至ったものでございます。こちらの農地は以前から●●●さんから、●●●さんに貸し出されていたもので、実際に●●●さんが施設の利用者さんと一緒に利用されている農地でございます。

譲受人の●●●さんは、障害福祉サービス事業を行う特定非営利活動法人です。こちらの施設では、利用者の方の自立支援などを行っていると聞いております。

通常、農地所有適格化法人でない法人が農地を取得することはできませんが、農地を取得するのが、社会福祉事業を行うことを目的として設立された、営利を目的としない法人で、その目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合には、農地所有適格化法人以外でも農地取得が可能です。また、耕作面積も30アール以上である必要はありません。今回は、取得される農地と耕作は施設職員8名とサービス利用者20名ほどで行うことです。

次に営農計画ですが、申請地では、じゃがいもやサツマイモ等の野菜栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、草刈機4台を関連する別法人が保有しており、施設内の倉庫に保管してあるとのことです。

現地の様子ですが、申請地がこのあたりになりまして、野菜等を利用者さんと一緒に栽培されている状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第8番 この件につきまして、1月6日に現地確認をしております。内容等については今事務局から説明がありましたとおりでございまして、●●●さんが、以前からこの農地を●●●さんから借りて作られているということで、写真のとおり非常に整備されよく管理されておるということで、今回、売買で手に入れられるということです。管理等については、職員が8名程度おられまして、また施設入居者が20名余り利用されておられるということで、その方たちと一緒に

管理するということで、周辺の農地に対して何ら問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
赤い屋根の建物が施設ですか。

事務局 はい。そうですね。これが●●●の建物です。

議長 何か植わっているところを今回買われるということですか。

事務局 はい。そうですね。元々、このあたりの田んぼを何年か前に購入をされておりまして、それに加えて●●●さんから借りて作っておられた田んぼを、●●●さんから買って欲しいということで、今回購入されることになりました。

議長 何か質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

その前に申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いいたします。譲渡人の●●●さんの住所が●●●となっておりますが、●●●の間違いでございましたので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.8km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,190m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,119.55m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここが国道●●●号線で、ここに●●●がございまして、このあたりに●●●がございまして、ここからもう少し奥に入ったこのあたりが申請地になります。●●●の●●●になります。申請地の近くに神社がありまして、その下のあたりの山のふもとに田んぼが1筆、このあたりが申請地です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんから孫の●●●さんに一部生前贈与をされたいとのことで、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は5年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、お母さまが250日となっております。

営農計画ですが、申請地では野菜等の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機2台、軽トラック1台、動噴器1台を保有されています。

現地の状況ですが、こういったかたちできれいに整備された状況です。地目は田んぼになっておりますが、野菜を栽培されるということで聞いております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 この件につきまして、今事務局から説明があったところでございます。1月6日に、私と●●●推進委員さんと、事務局と、そして●●●さんの立会で現地確認を行っております。今見ている場所ですが、実は、私のいるところが●●●で、それから上が●●●です。ここは圃場整備をしてありますが、補助の対象にならなかつたのですが、個人的に圃場整備をしたところです。補助の手が入っていない中で圃場整備をやりました。譲渡人の●●●さんは●●●歳で、我々地域の中でも一人だけ歳を取らん年寄りがおるというくら

いにたいへん元気なおじいちゃんですが、そのお孫さんが●●●歳の●●●君です。●●●の下の地域で柑橘をさかんにやっております。そして●●●で玉ねぎの栽培をしたいということで、非常に●●●で期待の星でありまして、彼がここで成功してくれて、百姓も良いなあと、光になってくれればと非常に期待を込めております。地域をあげて大事に育ててあげたいなあというのが事実であります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 では、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 謙受人は●●●歳ということですが、独身ですか。

草野委員 はい。独身です。

議長 期待の星でございますね。

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,067m²です。謙受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,210m²です。権利の種類は所有権移転です。謙渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、こちらが●●●になりますが、●●●からもう少し●●●寄りに行ったあたりに●●●さんがあり、そこから

左に折れて少し行ったところ、このあたりが申請地でございます。ここに●●●さんがあつて、ここに譲受人の●●●さんの自宅がございまして、このあたりが申請地でございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは遠隔地にお住まいのため、農地の管理が難しく後継者もいないことから処分を検討され、譲受人の●●●さんはご近所の農地であるためこれを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は25年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥様が20日となっております。

営農計画ですが、申請地では水稻を栽培されるご予定です。

現地の状況ですが、きれいに管理がされており、引き続き●●●さんが耕作をされますので、問題はないかと思われます。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機4台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 第3項につきましては、本日、●●●の●●●農業委員さんが急遽欠席となりましたので、事務局から現地調査についてご説明いたします。

昨年12月28日、譲受人の●●●さん立会いのもと、●●●の●●●農業委員、●●●推進委員及び事務局3名で現地調査を行いました。

申請地は●●●さんの自宅に近隣の田んぼで、これまでも譲受人の●●●さんが借り受けて耕作されていましたが、所有者からの申出があり、このたび譲り受けることにされたものです。

●●●さんは●●●歳で、自宅周辺の田んぼ約7反で水稻作付けをされています。現地確認では、申請地が道路から少し下りたところにあるのですが、進入路が急斜面で機械の出し入れに注意が必要ですねというお話をしました。耕作についてはこれまでどおり作っ

ていただくということで問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積225m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,127m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●のこちらに行ったら●●●に行く道になりますが、そのあたりになります。ここが●●●になりますが、そこから少し上にあがったこのあたりが申請地になります。これが●●●に行く道で、山沿いの方にあがったここが申請地になりますが、申請地のすぐ横に●●●さんのご自宅があります。

申請の理由ですが、申請地が●●●さんのご自宅のそばにあり、また●●●さんのご自宅からは遠い場所にあるため、●●●さんが取得して耕作されたいとのことで、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日となっております。

當農計画ですが、申請地では野菜等の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、管理機 2 台、草刈機 2 台を保有されています。

写真ですが、申請地ではすでに野菜等を作られており、こういった状況になっております。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 はい、●●●委員お願いします。

第 12 番 この件につきまして、12月26日、事務局 2 名、●●●委員さん、●●●推進委員、私と譲受人の●●●さんの立会いのもと現地確認をいたしました。譲受人の●●●さんのすぐそばに畑があるわけです。

申請地は、●●●という地名のとおり、山の高いところにあります。●●●さんのご自宅は国道のそばにあり、上がるのがめんどうくさいと言われておりました。●●●さんと●●●さんは、同じ集落ですので、話をたびたびされておったようですが、このたび●●●さんが決断されたようです。●●●さんは山の上ということで、野菜を栽培して、良いものができたら●●●で販売したいということです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第 4 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第 4 項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第 5 項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 5 項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらの申請地は、10月の総会にて空き家に附属する農地の指定を受けた農地になります。

12月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約460m、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積470m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、このあたりに●●●があります。申請地はこのあたりです。●●●から少し行ったところになります。●●●がこのあたりにありますが、その通りから川を渡って●●●の●●●がありますが、そのそばに申請地があります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため、農地の管理が難しく後継者もいないことから処分を検討されて萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が140日となっております。

空き家に附属する農地ではありますが、以前説明したとおり空き家は●●●地区の●●●があるあたりにあります。すでに●●●さんは引っ越ししてこられています。

當農計画ですが、申請地では自家消費目的で野菜を無農薬で栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、管理機1台、草刈機2台、軽トラック1台、軽バン1台を保有されています。

●●●さんのご実家が農家ということで、その農機具を借りて耕作をされます。

写真ですが、現地は草が少し生えた状態で、こういった感じです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第12番　　この件につきましても、12月26日、事務局2名、●●●委員さん、●●●推進委員さんと、私と、譲受人の●●●さんとで現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりですが、●●●さんは●●●に空き家バンクで空き家を購入して、その空き家に附属する農地でございます。譲渡人の●●●さんは、●●●にお住まいはどうすることもできないので、譲り渡したいということでした。それと●●●さんは農業もしていないのにどうにかなるのかと聞きましたら、お父さんが●●●の方で農業をされていましたが、農業をやめられるので、お父さんから農機具を譲ってもらって、無農薬で野菜を作りたいということです。現在は●●●にお住まいですが、1月中旬には引っ越ししてこられると聞いております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

これはどれが畠ですか。

事務局　　このあたりです。向こう側が川になっているのですが、この木が植えてあるあたりまでが申請地の畠です。

議長　　前の写真を出してみせてください。桜の木が植えてあってセイタカアワダチソウがずっとありますがそこがすべて畠ですか。

事務局　　はい。

議長　　すごい畠ですね。

●●●さんは何か仕事をされているのですか。人口が増えることはありがたいことですが、長くやってもらわないといけないですが、これでは生活はできないと思いますが、何か収入源はあるのですか。

事務局　　申請書を確認したところ、●●●をされております。仕事をされながらこちらの畠は自家消費目的で耕作されます。

議長　　わかりました。頑張ってもらいたいところですね。

議長 ほかにございませんか。
それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらについても、12月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.4km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積198m²外4筆で、合計で5,755m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、先ほどの申請地の近くになりますが、ここに●●●がございまして、そのあたり、ここに点在している状況です。もう少し拡大しますと、先ほどの申請地がこのあたりですが、申請地付近に1筆、もう少し奥に入ったところに1筆とこちらに3筆ございます。まず奥の3筆ですが、こういったかたちで、整備された田んぼが2筆と、小さい198m²のところが1筆ございます。あと、ここにこういったかたちで畑が1筆あります、このあたり、こういったかたちでもう1筆、小さい畑がございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんはご高齢のため農地の管理が難しく後継者もいないことから処分を検討され、萩市空き家バンクに空き家と共に農地を登録され、譲受人の●●●さんは●●●の方で民泊を経営されていることもあります、将来的に農業体験ができるような環境を整えたいと考えられており、空き家バンクで農地付き空き家の購入を検討されていたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、息子さんが90日

となっております。民泊ですが、息子さんが●●●に住まれて経営をされていると聞いております。

営農計画ですが、申請地では田んぼについては水稻の栽培を行う予定です。譲受人の●●●さんの体制が整うまでは、申請地付近の農地を耕作されている●●●さんにご協力いただきながら耕作をされるとのことです。

今現在、この田んぼ2筆については●●●さんが借りて作られていまして、譲受人の●●●さんと●●●の代表の方とで農業委員会に一度お越しいただいて話し合いをしていただきまして、●●●さんがしばらくサポートをしながら耕作をされるということです。

農機具の保有状況ですが、小型耕運機1台、草刈機1台を保有されています。今後必要に応じて準備されるということです。

現地の写真ですが、ここ小小い農地ですが、このような感じになつております。田んぼ2筆がこういった感じで、こっちにあつたところはこういった感じで、最後、●●●の●●●のそばにあつた農地ですが、柿が植えてある畑になりますが、ここも購入されて利用されるということです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第12番 この件につきましても、12月26日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、私と譲受人の●●●さんと現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりで、言うことはないのですが、●●●さんは空き家バンクを利用して、空き家とその空き家に附属する農地を●●●さんから購入されました。●●●さんは大変面白い人で、2年先には●●●の方から人をたくさん呼んでくる計画があるようです。こちらで農業体験をさせたいなどいろんな構想を持っておられます。大丈夫かなと少し思います。息子さんが、●●●で民泊をされているようですが、行ってみると窓が閉まって誰もおられないようでしたが、人に聞いてみますと●●●のナンバーの車が止まっているということです。民泊の名前が「●●●」

という登録だそうです。年齢も●●●歳と若いので、これから頑張ってされると思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●●は法人ですか。

事務局 農事組合法人です。●●●委員さんも入られています。

第12番 役員です。

議長 それでは安心ですね。
採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらの案件は無断転用追認案件のため、現地確認は、転用前の農地の状況が確認できる工事実施中の昨年の8月1日に、●●●委員、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と事務局で実施しております。

申請地は、●●●から北東230mに位置する農用地区域内農地で、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農用地区域除外後は、●●●から概ね300m以内のため、第3種農地に該当します。地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は66m²の内28.185m²外1筆で、合計面積は、405m²の内194.394m²です。

転用者は、●●●の●●●さん外1名です。

位置ですが、こちらに●●●、●●●がある市道沿いの農地になります。

現地の写真ですが、こちらは8月に撮影した道路側から撮った写真です。こちらの石垣の崩壊をふせぐ擁壁の設置と、自宅からの進入路と、元々家の敷地の横にあった水路をこちらの進入路の横に付け替える計画でございます。こちらが北側から撮影した写真でございまして、自宅の横の水路の水により石垣が崩れて地盤が下がってきてているということで、擁壁を設置されるという事業でございます。こちらが東側から撮った写真でございます。こちらが申請者ご自宅となります。

転用目的ですが、現在申請者が居住している住宅敷地が、上流から流れる農業用水の影響で、既存の石垣の擁壁が崩壊し、地盤が下がり家屋に沈下の影響が出ているため、擁壁を設置するものでございます。また、現在の宅地への進入路は、通路から鋭角に曲がっており、自動車はスイッチバックで上がる必要があり不便な状態であるため擁壁の設置に併せて、擁壁の根本保護の目的と兼ねて、安全に自宅まで上がる進入路を新設するものでございます。

また、宅地と農地の間にあった既存農業用水路を通路の東側に付け替えるものでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は申請者所有の畠、東側も申請者所有の今回の転用の残地の田、南側は市道、西側は申請者の宅地に接しておりますが、隣接農地については、全て申請者の●●●さんの農地のため、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、重力擁壁（延長16m）41m²、通路（幅3.5m）140m²、付け替えの水路（幅40cm 延長31m）12m²を整備しております。

用排水計画ですが、雨水は溜柵と自然流下により、南側の既存の道路側溝に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、擁壁部分は、50cm～2.7mの盛り土を行い、重力式擁壁により法面を保護するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

なお、こちらの案件は、令和4年6月27日に農地法の許可前着工の無断転用案件にあたるため始末書を添付頂いております。地盤

が沈下し家屋に影響が出ており、雨が降る台風シーズン前に、工事を完了する必要がある緊急案件として、追認許可扱いとしております。

今後のスケジュールですが、現在、農用地除外の公告総覧期間が終了し、県の本協議中でありまして、早くて今週中、遅くても来週中に農用地除外の知事同意と農地転用追認許可を同時に行う予定です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第11番 この件につきまして、昨年2回、現地確認を行っております。1回目に現地確認を行った時点で、工事が始まっていたのですが、塀を見ましても外壁にひびが入っており、目視しても少し傾いているかなという感じでしたので、工事に入られていたのですが致し方ないのかなと思います。工事が終わってから見に行ったのですが、残りの土地が農地に戻っていたということで、良いのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならぬ。」とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、様々な事情で先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は2月1日付となります。

それではまず、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和5年2月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

2月1日に設定されるものは、新規が、件数4件、筆数8筆、田が10, 610m²です。

内容については次のページに記載しております。

こちらは全部、●●●地域になっておりますが、●●●の●●●、●●●や●●●寄りのあたりになりますが、現在耕作されてないところを●●●にお住いの●●●さんに集積をしているところでございます。

次に、利用権設定状況（令和5年2月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

2月1日に設定されるものは、新規が、件数7件、筆数18筆、田が13, 980m²、畑が16, 895m²、合計で30, 875m²です。更新が件数10件、筆数23筆、田が25, 923m²です。

新規と合計を合わせた面積が56, 798m²です。利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号第1項について説明いたします。議案は別綴じの16ページです。

説明に入る前に農振除外について、「農業振興地域整備計画の変更等に係る意見書交付事務取扱要領」の規定により、農用地除外後に第1種農地の場合で、農家住宅等日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの等の例外規定を除くもの、そして、農用地除外後の第2種、3種農地で農地転用面積が1,000m²以上のものが総会の議決議案事項となり、他の案件については、総会での報告議案事項となります。

同じ農振除外ではありますが、議案第8号については議決案件で、議案第5号については報告案件となっております。

それでは説明に移ります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

1月12日、●●●委員、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から南東1.07kmに位置する農用地区域内農地の小集団農地で、過去に公共投資の対象となっておらず、農用地除外後は第2種農地となります。

地番は、●●●、登記・現況地目は田、面積572m²外1筆で、合計面積は2,018m²の内1,072m²です。

場所ですが、こちらが●●●で、その南側にある●●●の市道沿いの農地となります。黄色い部分が申請者のご自宅でございます。

転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は、現在の住宅は老朽化が著しく、改築が必要な状態であるため農家住宅(160m²)を新築するものと、申請者が経営する会社(●●●)の業務用駐車場(8台分)の整備となります。

当該農地については、東側は市道、南側は登記地目は田でございますが、20年以上前から駐車場として使用されている雑種地、北側と西側は田に接しておりますが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、農用地区域から除外しても農地の集団化や農作業の効率化等に支障は少ないと認められます。

今後の手続きとしましては、県から農用地除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第4条及び第5条の申請書が提出され、現地確認の上、農業委員会総会での審議となります。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
●●●というのはどういった会社ですか。

事務局 ●●●というのは、●●●さんが経営される建設会社です。

議長 家を建てる方、それとも土木ですか。

事務局 土木工事です。

議長 はい。わかりました。
ほかにないようですので、採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第4号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事務局 議案4号第1項について説明いたします。議案は8ページです。
12月27日に●●●委員、●●●委員、●●●推進委員と事務局で現地調査を実施しました。
こちらの案件は、令和3年9月16日付けで農地法第5条許可を行いました農地転用の計画変更承認申請に関するものです。
転用者は、●●●の●●●で、変更内容は、転用目的の変更です。

当初の目的、駐車場（16台、200m²）、資材置場（152m²）を、駐車場（12台、165m²）、資材置場（163m²）、事務所（49.68m²）に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第4号の報告は終わります。

（報告事案-2）

議長 議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号第1項について説明いたします。議案は10ページです。

こちらも、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は畠、面積は893m²の内4m²、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するため必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を令和4年12月27日付けで交付しています。なお、第2項につきましては、令和4年12月20日付で農政課から意見照会があり、同月19日付で農業委員会から異議の無い旨の意見書を交付いたしましたが、県の方で除外手続きの判断に手違いがあり、市の方へ書類の差し戻しがあったため、第2項については、1月議案から取り下げいたします。修正後の意見書交付の依頼が農政課からありましたら、改めて意見書を交付し、2月総会議案として報告させていただきます。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第5号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は11ページです。

1項と2項は、やまぐち農林振興公社を介した一連の解約になります。●●●、地目は登記・現況とともに田、面積2, 157m²外2筆で合計で6, 967m²です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。以上報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は举手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第6号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第7号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号第1項について説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月6日、●●●委員、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から東2.5kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は2,467m²です。申請人は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、こちらが、●●●で、●●●に向かう県道●●●号線から100mほど登ったところの農地となります。

申立てによると、申請地は、10年以上前から耕作放棄され、現状は雑木、灌木等が密生し、荒地の様な状態となっているということでございます。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第7号の報告は終ります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和5年1月17日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

中野 恵子

委員

松田 由美子